

令和4年2月25日

令和4年2月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月25日（金）午後1時30分から午後2時20分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
3番 黒住 敬
4番 笠井 義晴
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
10番 吉村 忠
11番 桑内 千恵美
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第11号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出について

局長 それでは、ただいまより令和4年2月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日の出席委員は、14名全員で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は14番井内委員と1番田幡委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については5件です。(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号11から15については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号11、浦庄字大万の担当であります4番笠井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4番 議案第7号 受付番号11について説明いたします。

2月16日に農地法第3条の規定による許可申請について、吉浦委員、黒住委員、私と譲受人の立会のもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字大万〇〇〇番〇、登記簿田、現況畑で、面積は1,002㎡で申請されております。

申請地は、譲渡人から依頼されて譲受人が耕作しており、隣接する土地も譲受人の土地であり、今回話がまとまったそうです。

譲受人は、夫婦で年間300日農業に従事しており、稲作、ほうれん草、枝豆などを中心に栽培し、農機具も多数所有しております。

石井町における下限面積も満たしており、許可相当と考えられますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号11について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号11は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号12、高原字西高原の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6番 議案第7号 受付番号12について説明いたします。
2月16日に矢部会長と藤井委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条第1項の所有権移転の件で譲受人に会い現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇、944㎡であり、農業を営んでいる譲受人に農地の所有権を譲りたいとのことです。
譲受人については、水稻及び野菜を栽培しており、農業に必要な農機具は、トラクター〇台、耕運機〇台、田植機〇台、コンバイン〇台、脱穀機〇台、乾燥機〇台、トラック〇台を所有しており、農地も石井町の下限面積の要件を満たしております。
農業従事要件に関しましても譲受人は年間300日農業に従事しております。
権利を有する農地について境界は明確であり、隣接する農地などに迷惑をかけないと思われまます。
皆様方のご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号12について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号12は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号13、高川原字南島の担当であります14番井内委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 受付番号13号、農地法第3条の許可申請について報告いたします。

2月15日に加藤職務代理、大西委員と私の3人で、申請人の委任を受けた行政書士の立ち会いの下、現地確認及び聞き取りを行いました。

申請地は、町道及び麻名用水に隣接しており境界は明白です。

譲渡人は、現在、〇〇〇に居住し、長年耕作をお願いしている地区農家の譲受人へ売買による所有権移転をすることにし、双方の合意に至ったと聞きました。

譲受人は、〇〇,〇〇〇㎡強の農地を所有し、稲作を主に、〇〇年に亘り年間270日農業に従事しており、必要な機械も保有しております。

以上が調査、確認、聞き取り、報告です。

ご審議をお願い致します。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号13について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号13は原案のとおり決定いたしました。

議長 続きまして、受付番号14、藍畑字西覚円の担当であります10番吉村委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第7号、受付番号14について説明いたします。

2月18日に中村委員と私が譲受人の夫と農地法第3条第1項の規定による所有

権移転について、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

なお、通常の3条申請と異なる部分があるため、事務局の片岡主幹に現地で立ち会っていただいております。

本件は、〇〇〇〇氏の遺言に基づき、相続権のない特定遺贈受遺者に、所有権を移転するものであります。

申請地の遺贈につきましては、平成〇〇年第〇〇〇号、公正証書謄本に明記されております。申請にかかる事項以外に個人情報に記載されているため譲受人の承諾のもと、該当部分を確認しました。

申請地である藍畑字西覚円〇〇〇番〇 畑 300㎡と〇〇〇番〇 畑 52㎡は、西側が住宅敷地、南側と東側が公衆用道路、北側が里道に接した一体の農地です。国土調査では筆界未定となっておりますが、法務局の閉鎖地区および現況から申請地の位置を確認しております。

申請地では、果樹が栽培されており、許可後は、葉もの野菜を栽培する予定とのことです。住所地からの距離は、約〇〇〇mです。

耕作面積は〇, 〇〇〇㎡となり、石井町の下限面積の要件を満たします。

農機具は、トラクター〇台、耕運機〇台、トラック〇台を所有しております。

農作業は、夫婦で年間200日従事します。

農作業歴は夫婦ともに〇〇年です。

本件は許可相当と考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号14について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号14は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号15、高原字西高原の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6 番 議案第7号 受付番号15号について説明いたします。

2月16日に矢部会長と藤井委員と私の3名で申請地に出向き、農地法第3条第1項の所有権移転の件で譲受人に会い現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高原字西高原4筆と池北1筆で合計1, 535㎡です。

譲渡人は会社員で、町外に在住しており農地の維持管理が困難になりまして、今回、農業を営んでいる譲受人に無償の贈与で農地の所有権を譲りたいとのことです。

譲受人については、ブロッコリーなどを栽培しており、農業に必要な農機具は、トラクター〇台、耕運機〇台、トラック〇台を所有しており、借地に今回取得する土地を含めると、農地の面積は石井町の下限面積の要件を満たします。

農業従事要件に関しましても譲受人は年間300日農業に従事しております。

また、権利を有する農地の境界は明確であり、隣接する農地などに迷惑をかけないと思われまます。

皆様方のご審議のほど、よろしく申し上げます

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

ご質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見無し)

それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。

受付番号15について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号15は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、1件です。

(議案書に基づいて内容の説明)

受付番号16については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは受付番号16について、高原字西高原の担当であります6番山口委員に現地調査結果並びに説明をお願いいたします。

6 番 議案第8号、受付番号16について説明いたします。

2月16日に農地法第4条の規定による許可申請について、矢部会長と藤井委員と私の3名で申請地に出向き、申請人に会い現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は高原字西高原〇〇〇番〇、田 75㎡、西高原〇〇〇番〇、畑 1.9

7㎡でありまして、住宅への進入路として申請をされたそうです。

昭和初期から住宅への進入路として使用しておりましたが、登記簿では田及び畑となっていたため、始末書が添付されております。

事業計画では、現況がコンクリート舗装されておりますので、そのまま住宅への進入路として利用することになっております。

麻名用水土地改良区の転用申請意見書も出されており、転用の申請内容、添付書類も問題がないと思われまますので、皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号16の申請地は、令和4年1月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま山口委員が説明されたとおりです。

転用目的は、住宅への進入路です。

申請地は、申請人の父の代から住宅への進入路として利用され、農地であったことが判明したため、農地転用申請をしたとのことことです。

申請地は、すでにコンクリートで舗装されており、雨水は申請人の農地に流れるようになっているとのことことです。

始末書、麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見は無いようでございますので採決をいたします。

受付番号16について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号16は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条規定による許可申請に対する意見については6件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号17から22については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。受付番号17、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員から現地調査の結果並びに説明をお願いします。

5 番 それでは、議案第9号、受付番号17について説明いたします。

2月16日に笠井委員、黒住委員と私の3人と会長、職務代理、事務局で申請地に出向き、行政書士及び譲受人の代理の方との立ち会いのもと現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、登記簿田、現況雑種地で、面積は1,661㎡で申請されており、現地は、十数年前から譲渡人の亡くなったお父さんが資材置場として使用しておりました。

譲渡人のお父さんが亡くなってからは、そのままの状態では放置されており、このままではたくさんの方に迷惑がかかると思っていたところ、このたび正式に買っていただける方が現れたことから、転用手続きに至ったとそうです。

譲受人は石井町の城ノ内で事業所を営んでおられて、資材置場は、そちらの方にもあるそうですが、手狭になったことから、この場所を新たに露天の資材置場として使用するそうです。

転用計画につきましては、現在、コンクリート塊とか石積み、廃車バス等が置かれておりますが、それらを撤去して造成、整地を行います。

資材については、土砂等が風などで外に飛散することを避けるべく、シートでおおったり、境界からは少し控えて資材を置くなど、付近に迷惑がかからないように指導しております。

今まで何十年もの間、資材置場として使用したことについては、始末書も添付されております。

麻名用土地改良区の意見書が添付されていることも確認しておられて、問題がないと思われますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長から補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号17の申請地は、令和2年12月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

転用目的は、資材置場です。

転用理由は、事業拡張のためです。

申請地は、譲受人の事業所から2.5kmの距離にあります。進入路の道路幅員は4mです。

申請地は、町外に居住する譲渡人が相続する前から雑種地として使用されていたため、始末書が添付されております。

事業計画書によると、現在の状態からコンクリート構造物、バス、石を撤去し整地して資材置場にするとのことです。

雨水は地下浸透です。

周辺農地への被害防除措置として、砂や砂利にシートをかけて風害を防止します。

事業に必要な資金については、銀行の残高証明書で確認しております。

譲受人は、個人経営の一般建設業で、徳島県知事の許可を得て、事業を営んでおります。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号17について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号17は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号18について、高原字桑島の担当であります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

8 番 それでは、説明いたします。

なお、この案件は受付番号18、19、20と同一人の取引であるため、一括説明させていただきます。

この申請地は、1,000㎡を超えているため、2月16日に矢部会長、加藤職務代理、山口委員、農業委員会事務局2名と私の6名で、譲渡人及び譲受人の代理人である行政書士立ち会いのもと、現地にて農地法第5条の規定による許可申請の内容の聞き取りと現地確認を行いました。

受付番号18の申請地は、高原字桑島〇〇〇番〇と〇〇〇番〇で、登記簿、現況とも田で、面積は3,729㎡です。

この土地と道路を挟んだ受付番号20の申請地は、高原字桑島〇〇〇番〇、登記簿、現況とも田で、面積は2,015㎡です。

少し離れて、受付番号19の高原字桑島〇〇〇番〇の申請地があります。

現況、登記簿とも田で、面積は2,097㎡です。

譲渡人は、農業の意欲は無く、太陽光発電関連の株式会社〇〇〇〇に農地を売却するに至ったそうです。

転用計画は、地盤を整地しフェンスを設置して土砂流出を防ぎます。

雨水は地下浸透とするため、付近の農地に被害を及ぼす恐れはないとのことです。

申請地は、境界確定ができており、麻名用水との協議もできております。

太陽光発電設備の建設により、隣地周辺への被害及び事故等が生じた場合は、申請人が問題処理にあたり、関係者等に迷惑をかけない旨の誓約もあります。

以上、農地転用することに問題はないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号18、19、20の申請地は、農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、申請地周辺に高い建築物がなく日照が良好であり、効率的な発電が可能であるため計画したとのことです。

申請地は、現地盤を整地します。土砂の流出はないと見込まれます。

受付番号18の申請地は、3,000㎡を超える転用ですが、造成は行わないので、造成についての県知事の許可は必要ありません。

受付番号18、19、20の申請地の雨水は、地下浸透になります。

周辺地域に被害、事故が生じた場合は、申請人が問題処理に当たると誓約されております。

また、申請地は、隣地境界の内側にフェンスが設置され、道路に面して標識が設置されます。

受付番号18、19、20は、預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、再生可能エネルギー発電事業計画の認定、電力受給契約に関する文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

12番 大西委員

受付番号18で県の許可が必要ないとはどういうことですか。

事務局 造成面積が3,000㎡を超えると徳島県生活環境保全条例にかかるのですが、この申請では造成をしないので、造成について県の許可が必要ないのです。

盛土をせずに現況の地面の高さで太陽光発電設備を設置します。

議 長 地上面に防草シートを敷いて、クラッシャーも入れないということですね。

事務局 そうです。雑草を押しえるため防草シートを敷いて、その上に太陽光発電設備を設置します。

12番 電気関係、モジュールみたいなものは、大丈夫なのですか。

事務局 パワコンでしたら、大丈夫です。

12番 地面に直接設置するのですか。

事務局 パワコンは、地面に直接接しないよう設置します。

議 長 3,000㎡を超えて造成すると県の許可が必要ということですか。

申請地は湧水地帯でないので、現況の高さで大丈夫ということです。
この件については、徳島県農業会議でも現地を確認して審議します。

議 長 ほかにご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)

議 長 それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
一括審議ということでございますので、受付番号18、19、20について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号18、19、20は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号21について、高原字西高原の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

6 番 議案第9号、受付番号21について説明いたします。

2月16日に農地法第5条の規定による許可申請について、矢部会長と藤井委員と私の3名で申請地に出向き、申請人に会い現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は高原字西高原〇〇〇番〇、392㎡で、登記簿田、現況は田となっております。

本件は、分家住宅の申請で、貸借人は親子関係にあります。

今後を見据えて両親に近い場所で暮らしたいとのことで、実家の近くの農地を分家住宅として使用貸借します。

事業計画は、表土すき取り30cmで、山土盛り土42cmを重機の転圧で締め固め、木造の平屋を建てるそうです。

排水は、申請地内に合併浄化槽を設置し建物から出される雑排水を浄化した後、雨水とともに町道南側の麻名用水に放流する計画です。町道を通る配水管は石井町から許可される予定であり、麻名用水土地改良区の農地転用意見書、放流同意書が添付されております。

皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号21の申請地は、令和4年1月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま山口委員が説明されたとおりです。

転用目的は、分家住宅です。

両親の自宅から近く、住宅が建築可能であることから申請したとのこと。

申請地は両親の住宅地南側と、その進入路の西側を造成します。

水道は、南側町道内の給水管から引き込みます。

排水は浄化槽を通した生活水、雨水をパイプに流し、ポンプアップして町道内の重圧管を通し、用悪水路に流します。石井町に重圧管設置にかかる町道占用許可を申請予定で、建設課と協議済みです。麻名用水土地改良区の放流同意書も添付されております。

隣接農地は、南側に申請地を分筆した残地の田があるものの、被害はないと見込まれています。

融資証明が添付されており、資金計画は適切です。

徳島県への開発申請書の写し、麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号21について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号21は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号22について、浦庄字下浦の担当であります5番吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

5番 議案第9号、受付番号22について説明いたします。

2月16日に笠井委員、黒住委員と私の3人で申請地に出向き、貸人の立ち会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、登記簿田、現況は畑と一部宅地、面積は424㎡で、その土地に借人である娘さん夫婦が将来両親の面倒をみる目的で2階建ての分家住宅を建設するために転用します。

申請地南側と東側は町道で、北側に貸人の住居がございます。西側には貸人の田がありまして、付近に迷惑をかけることは、ありません。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

また、一部を進入路として使用していたことには、始末書が添付されておりまして、転用については、何ら問題がないと思われまます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号22の申請地は、令和4年1月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

転用目的は、分家住宅です。

将来、両親の面倒を見るため、実家の隣接地に住宅を建設します。

申請地の一部は実家への進入路として使用されていたため、始末書が添付されています。

申請地は、周囲の擁壁の内側を造成します。水道は、東側町道内の給水管から引き込みます。排水は浄化槽を通して南側町道側溝から渡内川に流します。

農地は、申請地の西側に貸人の田がありますが、耕作への影響はないと見込まれます。

融資証明が添付されており、資金計画は適切です。

徳島県への開発申請書の写し、麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号22について、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号22は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知については、2件受理しました。

報告第11号 農地法施行規則第29条第1号の規定、転用制限の例外による届出については、1件受理しました。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和4年2月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。